

# 都市行政の展望



国土交通省都市局長 青木 由行

平成31年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年7月より都市局長を拝命しておりますが、今年も都市行政に対する皆様の変わらぬ御理解と御協力を宜しくお願い申し上げます。

昨年は平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生しました。また、熊本地震や九州北部豪雨など、未だに多くの自然災害の爪痕が残っています。これらの災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の方々が、1日も早く元の暮らしを取り戻していただけるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。

さて、今年5月に新しい元号に改まる節目の年です。昭和、平成の都市行政を振り返れば、急激な都市化への対応、戦後の壊滅的な被害を受けた全国の都市の復旧、復興、高度成長期の地方部から都市部への大規模な人口流入、その受け皿となる平均的な勤労者の良質な住宅取得を可能とする大量の宅地供給、立ち遅れた公共施設の急速な整備、スプロールの防止、劣悪な環境にある市街地の迅速な再開発、産業構造の変化等に伴う空地発生への対処、都市の国際競争力の強化、中心市街地の活性化、激甚化する災害への対応、空き地・空き家問題・・・と時代の変遷とともにその課題も変化してきました。また、経済環境も、高度成長から低成長への移行、バブルの発生と崩壊、金融危機とその克服、長期にわたる経済不振、アベノミクスと推移してきました。

今後も経済社会環境の変動は続くと思えます

が、私は、最もインパクトが大きいのは、「人口減少」と「長寿化」ではないかと考えています。人口減少は既に大きな課題を私たちに提示しており、ややネガティブで悲観的な見方が多いように思いますが、私は、あえてポジティブに向き合うべきと考えています。人口減少下にあっても経済を安定的に成長させ、安全で豊かな生活を実現していくには、既存の資産・資本の有効活用と新たな蓄積、そして生産性向上が必要となります。都市行政に引き直せば、人口減少が進む中で、まちという装置で生産性、付加価値を上げ、住民の豊かな生活を実現することが求められますが、基本的な方向性としてさらに外に向かって市街地を拡大することは避け、内側の価値を上げていくこと、そして、既存の資産・資本を活かしながら、消費、投資、雇用が生まれる都市空間、交流と集積とネットワークでアイデアと付加価値が生まれる都市空間、健康寿命が延びる都市空間につくりかえていくことが重要であると考えています。また、長寿化も公的負担の増大などネガティブな文脈で語られることが多いのですが、本来、人類が達成した素晴らしい成果であると同時に、近い将来、学び方、働き方、地域・社会貢献の仕方などが今よりもっとフレキシブルで多様なものになり、社会、経済、生活を大きく変え、都市空間も大きな変革を迫られるものと考えています。

今年は、こういった都市行政の大きな流れを視野に入れながら、目の前の課題に丁寧に対応していきたいと考えています。

世界的に都市間競争が激化している中、我が国都市の国際競争力の強化を図る上で必要なビジネ

ス環境の整備や都市の防災性向上等が必要です。このため、都市機能が集積する中枢拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラの整備や市街地開発事業を重点的かつ集中的に支援してまいります。また、国際水準のBCP機能を備えたオフィス・宿泊機能等を提供する大規模優良な民間都市再生事業の取組を推進するとともに、各都市の特性を活かしたスタートアップの創出・定着を図るインキュベーション施設等の整備を支援してまいります。さらに、地方都市を含め、都市の多様性(ダイバーシティ)とイノベーション機能に係る課題についても検討を進めてまいります。

豊かで活力ある地域づくりに向け、都市の課題に即して、スマートシティの具体化やコンパクト・プラス・ネットワークの推進にも取り組んでまいります。

スマートシティについては、昨年8月に「スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】」を公表し、11月には経団連とSociety5.0時代のスマートシティの実現に向けて連携・協力することを確認しました。12月からは自治体や企業等からのスマートシティに関するニーズ・シーズの提案募集を実施しております。今後は、AIやIoT等の新技術や多様なデータを駆使し、先端的・革新的な取組を厳選し、個別分野のシステム構築とともに都市・地域全体を分野横断的に最適化するソリューションシステムを実装するモデル事業にて集中的に支援するとともに、都市再生整備計画事業において、都市施設と合わせて整備する、実用化された新技術(センサー、画像解析カメラ等)の活用が支援対象であることを明確化し、全国のまちづくりのスマート化を支援してまいりたいと考えております。

コンパクト・プラス・ネットワークについては、昨年8月末までに、立地適正化計画について具体的な取組を行っている市町村が420都市、そのうち立地適正化計画を作成・公表した市町村が177都市と着実に増加しております。これを踏まえ、さらなる裾野の拡大を図るとともに、引き続き、省庁横断的な枠組みを通じて、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を

進めます。具体的には、行きたくなる・歩きたくなる都市空間づくりのため、まちの中心部での体育館や水泳プール等の体育施設を核とした賑わいづくりへの支援を強化してまいります。

また、都市内部で空き地等がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行し、都市の低密度化や居住環境の悪化によりコンパクトシティ政策の重大な障害となっております。これに対応するため、空き地等の集約再編・利用促進を図る仕組み等を盛り込んだ改正都市再生特別措置法が昨年7月に施行されました。創設いたしました立地誘導促進施設協定等の各種ツールを市町村に有効にご活用いただけるよう、万全のサポートに取り組んでまいります。

魅力的な都市空間の実現には、公園や景観・歴史文化資源の活用も重要です。

都市公園が安全、快適に利用できるよう、公園のバリアフリー化や豪雨対策、長寿命化等を推進するとともに地域ニーズに即したリノベーションを図るため、公園の再編・集約化の合意形成に向けたコーディネート等のソフト面への支援を強化してまいります。加えて、公園を活用した観光誘客の強化など地域の活性化を図るため、来年度より、各地の庭園等の広域的ネットワークの登録制度を創設し、国内外へのPR活動等の支援を行い、ガーデンツーリズムの取組を推進してまいります。直轄の公園事業では、「明治150年」関連施策の一環として我が国の歴史遺産の保存・活用を図るため、明治記念大磯邸園の2020年夏頃の一部区域の常時公開を目指すとともに、アイヌ文化の復興等の拠点となる民族共生象徴空間の一部である国立民族共生公園の2020年4月の一般公開に向けて、整備を推進してまいります。

景観については、国で指定した景観まちづくり刷新モデル地区において景観の優れた観光資源の保全・活用を支援するなど、良好な景観形成を推進してまいりました。歴史まちづくりについては、昨年5月には、歴史まちづくり法の制定・施行10周年を記念し「歴史まちづくり法10周年記念シンポジウム」を開催し、歴史まちづくりの全国的な機運の醸成を図るとともに、歴史的風致維持向

上計画の策定推進や計画に基づく取組への支援を通じて、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進してまいりました。今後も引き続き、これらの取組を進め、インバウンドも含めた観光客の増加による地域活性化や、シビックプライドの醸成による定住促進を図ってまいります。加えて、高度な技術を駆使して建物等に映像を映す新たな表現方法である「プロジェクション・マッピング」などの活用を進めるためのガイドラインやマニュアルの充実などを図り、夜も楽しめるまちづくりからナイトタイムエコノミーを盛り上げてまいりたいと考えております。

さらに、近年増加するインバウンド観光への対応として、手軽な交通手段であるシェアサイクルの導入促進を支援することで、外国人観光客にとっての「まちあるき」の満足度向上を図り、魅力ある観光地づくりを行ってまいります。

あわせて、民間による街路、河川や公園などの公共空間の一層の活用及び民間空間の公共的活用を促していくことも、魅力あふれる都市空間の創造のために重要です。

このため、民間事業者による都市公園の活性化(Park-PFI)、道路や都市公園等の占用許可の特例による広告板・オープンカフェ等の設置、民間都市開発に伴う帰宅困難者用一時滞在施設等の確保やBCD(業務継続地区)の整備を促進してまいります。加えて、民間主体のまちづくり活動を全国に波及させるために、民間エリアマネジメント団体が取り組む、マルシェイベントやオープンカフェなどのまちの賑わい等に資する公共空間の活用実験等への支援も引き続き行ってまいります。また、都市の遊休不動産を民間のリノベーション手法により再生することで、産業振興、雇用創出、エリアの価値の向上を図り、地域コミュニティの再生につなげる「リノベーションまちづくり」の取組も支援するとともに、官民が連携して取り組む街

路空間再構築・利活用を促進に向けた、社会実験や歩行空間整備等への支援を充実し、官民ボードレスによる魅力と競争力を備えた都市空間づくりを進めてまいります。

冒頭にも述べましたが、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めることが緊急の課題です。平成30年7月豪雨で導入した、環境省と連携し、宅地に堆積したがれきや土砂を一括して撤去できるスキームを今後も積極的に活用していくとともに、大規模土砂災害の被災宅地における堆積土砂による嵩上げ復旧を支援し、効率的に再度災害を防止するなど、被災地の実情に応じた制度の見直し・拡充を行い、迅速な災害復旧や復興まちづくりを支援してまいります。さらに、地震などにより盛土の崩落や宅地の液状化が多発したことを踏まえ、宅地の安全性を見える化し、事前対策を推進するため、未作成市町村の盛土・液状化マップの作成を国において迅速に行うこととし、あわせて地方公共団体による宅地の安全性調査を期間を限って強力に推進するなど、防災対策の充実を図ってまいります。

最後に、世界的にTODやスマートシティへの関心が高まっていることを踏まえ、諸外国との都市間連携の推進や、我が国の先進的都市の事例についての情報発信等を通じて、都市開発の海外展開にも取り組んでまいります。

本年も、国民の皆様の安全・安心の確保、持続的・魅力的なまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。今後とも、まちづくりの現場で日々諸課題に取り組んでおられる方々からの御支援、御協力をお願いするとともに、本年が皆様方にとりまして希望に満ちた、大いなる発展の年となりますことを心から祈念いたします。(あおき よしゆき)